

## 富士市事前都市復興計画策定に係る「第4回市民懇話会」 議事録概要

### ■開催日等

- ・日時：平成27年6月12日（金） 15：00～17：00
- ・場所：富士市役所 9階 第二委員会室

### ■出席者

- ・学識経験者 池田 浩敬 （常葉大学 社会環境学部 教授）
- ・各種関係団体の代表者 杉山 るみ （富士市建築士会 会長）
- ・ " 清水 和広 （富士商工会議所 事務局長）
- ・ " 松野 俊一 （富士市町内会連合会 副会長）
- ・ " 池野 裕介 （静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事）
- ・ " 遠藤 典生 （富士市建設業組合 副組合長）
- ・ " 渡邊 雅子 （富士市地域防災指導員会 副会長）
- ・ " 竹村 健二 （富士市NPO協議会 監事）
- ・ " 赤堀 美枝子 （女性ネットワーク富士 副会長）
- ・市民代表者 齊藤 貴宣 （市民公募）
- ・ " 眞山 美知代 （市民公募）
- ・関係行政機関の職員 佐野 暁義 （静岡県都市計画課施設計画班 主査）代理
- ・ " 黒田 健嗣 （静岡県危機政策課危機専門監）

※静岡県はオブザーバーとしての参画

### ■事務局

- ・都市整備部都市計画課 渡辺課長、鈴木統括主幹、野毛主幹、道倉上席主事
- ・総務部防災危機管理課 勝亦上席主事
- ・昭和株式会社 都市調査室 恒藤、上坂、石田

■次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 「復興ビジョン編（案）について」
  - (2) 「復興プロセス編（素案）について」
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 富士市事前都市復興計画－復興ビジョン編－（案）
- ・ 富士市事前都市復興計画－復興プロセス編－（素案）

## ■議事概要

### ・(1) 復興ビジョン編(案)について

- p.2 発災後策定する復興計画は、前回は本計画を踏襲するとしていたが、本計画を参考に検討するという意味から、「本計画をふまえる」と変更した。(事務局)
- p.5 事前都市復興計画の構成の中で、復興ビジョン編に「事前都市復興計画の運用」の項目を追加した。(事務局)
- p.11 内容と整合をとるため、タイトルを「発災時における将来都市構造への影響」と変更した。(事務局)
- p.22 「都市機能の集約を図る等により、コストを落としながらもサービスの質は維持」という文言を追加した。(事務局)
- p.23 方針2の段階的な市街地復興の「時限的市街地の形成」は、富士市の復興過程には想定しにくいと考え、表現を変更した。(事務局)
- p.24 復興重点地区の説明文の中で、過去の震災の教訓から、土地区画整理事業が最適とは言い難いことや、富士市の被害想定として一体的な被害は想定されていないことから、「弾力的な市街地開発事業の実施を検討する」と表現を変更した。(事務局)
- p.26,27 「方針5 公共交通機能の早期回復」という項目を追加した。(事務局)
- p.32 「事前都市復興計画の運用」の項目を追加した。本計画は、「社会情勢の変化や防災対策の推進、都市計画マスタープランの改定、被害想定の変更などにより、見直しが必要となります」などと記載した。(事務局)

### 《主な質疑、意見等》

- p.18の「発災時における将来都市構造への影響」と、「多数存在する都市計画道路の未整備区間」が、表題として一致していないように感じる。また、p.23の「段階的な市街地復興」の中の文章で、仮設住宅だけでなく、仮設事業所等も記載すべき。(座長)
- p.26,27の「公共交通機能の早期回復」が追加されたが、前回の懇話会では、交通インフラの視点を追加した方がよい、という意見だったため、公共交通機能では意味を狭めているように感じる。(黒田委員)

⇒前回のご意見では、仮設住宅等を結ぶ機能を含めて、電車やバス等の例示があったため、公共交通機能と記載した。交通インフラについては、市街地の復興の「方針3 まちの骨格となる都市計画道路の整備」にあたりと考えている。(事務局)

- p.24に、復興重点地区に「弾力的な市街地開発事業」とあるが、委員のみなさんは分かるだろうか。一般的な市街地開発の中で、市民の意見を踏まえながら検討していく、ということのようなので、注釈をつけるべきだと思う。また、復興重点地区は「行政が主体」と書かれていて、復興推進地区、復興促進地区は「住民・事業者・行政の協働」となっている。しかし、復興重点地区こそ住民との協働で進めるべきだと思う。この書き方では、復興重点地区は行政で検討するから住民の参画はいらぬ、と見られる可能性

もあるため、記載の仕方を検討すべき。(座長)

⇒表現の仕方については検討する。事務局としては協働の復興は全てにわたっていると考えている。(事務局)

● p.18 の「地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れ」が震災の教訓にあり、復興重点地区の想定をしているのなら、優先的に地籍調査を進めていくべきである。(池野委員)

⇒地籍調査については、現在津波被害が想定されるところから実施している。関係課を含め庁内で検討し、ビジョン編もしくはプロセス編の中で記載したい。(事務局)

● p.26 の「公共交通機能の早期回復」については、意味を広くとって、交通網としてはどうか。(齊藤委員)

⇒住環境の復興の中でどのように表現するかについて、事務局内で検討する。(事務局)

## ・(2) 復興プロセス編(素案)について

➤ p.1 復興まちづくりのステップとして、本格復興までを「応急期」「復旧期」「復興期」「本格復興期」の4つのステップに設定する。p.2 復興までの一般的な経過にて、各ステップにおける被災地の状況と復興の活動について記載している。(事務局)

➤ p.3 市民・事業者・行政の役割にて、自助・共助・公助の考え方から、市民・事業者・行政のそれぞれの役割について示している。(事務局)

➤ p.7 自助・共助・公助の連携において、震災復興においては、個人で再建を行う自助が基本となるが、個人では解決できない課題に対応するために、自助・共助・公助の取組がバランスよく連携することが重要であり、それらが連携するために中間支援組織の協力も重要となる。(事務局)

➤ p.8 復興まちづくりを着実に進めるために活かす本市の強みとして、「自主防災会の組織率」「地区まちづくりセンターの存在」「地区まちづくり協議会の存在」を挙げている。

p.9 震災の教訓を活かすでは、復興ビジョン編で示した震災の教訓を反映した復興プロセスとする。(事務局)

➤ p.10～分野別の復興プロセスとして、「市街地の復興」「住環境の復興」「産業の復興」について、市民・事業者の動きと行政の動きの具体的な復興プロセスを示す。プロセスの流れの中の市民等の動きについて、発災前のステップ0、発災後をステップ1～で提示した。(事務局)

➤ p.22 協働による復興まちづくり体制として、住民や事業者が中心となり復興まちづくりを進めていくことが重要であり、住民の意向を集約し、復興まちづくりの案を作成する「復興まちづくり協議会」等を組織する必要がある。(事務局)

➤ p.24 復興まちづくりの意識向上として、発災後、協働による復興まちづくりを推進するため、復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座等を実施する。復興まちづくり訓練については、富士駅北地区にて本年度4回にわたって実施予定である。(事務局)

## 《主な質疑、意見等》

- p.23 の「まちづくり協議会」において、コーディネーターが必要になると思うのだが、その育成はどのように考えているのか。(杉山委員)  
⇒まだ検討中ではあるが、中間支援組織との協力が必要である旨は記載している。静岡市ではコンサルタントと協定を結んでいるなど、他市町の事例を参考にしつつ、検討していきたいと考えている。建築士会にもご協力をお願いしたい。(事務局)
- ⇒防災危機管理課で DIG というセミナーが実施されており、その中でもコーディネーターを育成するような活動をするべきだと思う。建築士会でも人材育成に取組、協力できるようにしていきたいと考えている。(杉山委員)
- 現在、道路啓開を検討中で、災害救助の為にどの道路を通行出来るようにするか、どの事業者が担当するかということを県東部の組織や国と検討している。富士市と富士市建設業組合の方でも独自に検討することで、国や県と棲み分けし、道路啓開をスムーズに進めることができると思う。(遠藤委員)  
⇒市民や事業者に向けて出すプロセス編にどこまでを記載するのかを明確にすべきである。(座長)  
⇒事務局で検討したいと思う。(事務局)
- 分野別にプロセスを整理されているが、市民・事業者のプロセスに対して、行政が何をしてくれるのかが、これでは分からない。(黒田委員)  
⇒おっしゃるとおり、例えば p.10 の「復興まちづくりの体制づくり」は、行政からの矢印がなく、勝手につくってくれ、という形になっている。行政ではこういう支援をするので、市民や事業者はその支援をうまく使って復興を進めてほしい、という書き方が良いのではないか。(座長)  
⇒行政の動きの部分はどういった支援ができるかという内容とし、構成を再度検討したい。(事務局)
- 復興プロセスの中で、どう動くのかイメージが湧くようなものになるとよい。現在はある程度知識がないと分からないようになっている。どう伝えていくのかも重要だと思う。(渡邊委員)
- 事業者への備蓄のお願いについてもいれてほしい。県では、帰宅困難者を出さないために、従業員を無理に帰宅させないように方針を立てている。(黒田委員)  
⇒了解した。(事務局)
- 市民目線で見ると、協働での復興の形が見えてこない。中間支援組織、コーディネーターをどうあてがうのか。(竹村委員)  
⇒震災復興では、都市計画系の人だけでは足りず、土地取引や産業復興等もあるため様々な専門家が必要となる。一度に完璧な計画をつくるのは困難であるため、見直しをしながら良いものをつくっていくようになると思う。(座長)

- 商工会議所の中で、BCP の作成などは既に取組が進められているが、富士市に関しては、工業用水や排水路等が復旧しないことには操業を再開できないなど、企業の BCP だけでは対応できない点もあるため、関係機関と連携し今後詰めていきたいと考えている。商業・工業については、様々な公的制度があるため、それを各事業者に伝える段取りが既に検討されているため、それらをどのように計画の中に入れていくのかを検討していきたい。また、事業所は大きい建物であるため、仮に被災した際にどのように処理していくのかも事前に方針を決めておきたい。(清水委員)
- ⇒このプロセス編を市民・事業者に出す目的としては、啓発と PR の面があると考えている。一つは行政でこういった支援があるという PR、もう一つは BCP や備蓄の確保などの啓発の面がある。(座長)
- ⇒行政からの支援メニューを記載していかなければならないが、それも被災も大きさによって変わってくるので、難しい部分も出てくると考えられる。(事務局)
- 震災を経験していない人にはわかりにくいのではないかと感じる。市民の方に理解していただくにはレクチャーしかないと考えている。地域と事業所が被災した場合、従業員が事業所に駆けつけると、地域には高齢者しか残らないことも考えられる。あらゆる事態を想定したレクチャーが必要である。(眞山委員)
- ⇒東京都で同様の計画を策定した際にも、計画を参考にして、事前に地域での組織が立ちあげられるのがねらいであった。(座長)
- ⇒これが都市の BCP であれば、これを参考として地域の中で訓練を行うなど、被災した際にどのように復興していくのかを考えてもらい、徐々に計画を更新していくという形が良いと思う。(清水委員)
- まちづくり協議会が既に立ち上がっている地域もあり、その中で防災指導員も選出している。あまり色々な組織をつくるのではなく、地域の特色のあることは地域が考える方がよいと思う。(松野委員)
- 阪神大震災と東日本大震災の大きな違いとして、発災前からまちづくりを検討する地域の組織があった阪神では復興が早く、組織がなかった東日本では復興が遅かった経緯がある。既存の組織があればそれを使うことが望ましいと思う。(日野原委員)
- p.4,5 の中で、事業者の地域の復興への関わり方、役割について記載があると良い。また、p.12,13 で、公営住宅への一時入居も選択肢としてあるとよい。マンション再建支援なども必要なように思う。東日本大震災では、借り上げ住宅でのみなし仮設が多かったが、その記載はないのか。また、住宅に関しての相談窓口は設置しないのか。p.23 の「対応窓口の一本化」とあり、重要なことであるが、どのようなものをイメージしているのか。(座長)
- ⇒「対応窓口の一本化」について、その窓口で全て解決できるのが理想であるが、行政の業務も相談も多岐にわたるため、担当窓口につなぐ役割となると考えられる。(事務局)
- ⇒大船渡市では、地区担当を設けて対応している。(事務局)

- ⇒まちづくりセンターが地区の窓口になるのではないか。(眞山委員)
- ⇒地域の窓口は基本的にまちづくりセンターになるが、全てに対応するのは難しいと思われるため、どのようにするかは検討したい。(事務局)
- 事業所と行政の間で防災協定などを結んでいるところがあると思うが、何年前に結んだかなどの把握や担当者の更新などの整理はしているのか。(齊藤委員)
- ⇒地域防災計画の中に、協定を結んでいる企業や組合の一覧を載せている。一部事業者などとは、防災訓練の際に対応をファックスで送受信するなどして最新の情報に更新している。(事務局)
- p.5に関連して大手の製造業を対象に、被害の対応連絡会を持っており、いざという時には駐車場を開放することや、水の供給を行うことなど、地域の一員としての役割を果たすというような確認をしている。先ほどあった備蓄についても、出張などの関係で、従業員＋αの備蓄をするように確認をしている。中小企業についてはなかなか難しいが、備蓄品の提供や独身寮の貸し出しを申し出ている企業もある。(清水委員)
- ⇒既に実施されている取組について、ある程度計画への記載をお願いしたい。(座長)
- 大雨が降ったらどんな問題が起こってどう対処するのかなど、小さなことから地域で考えていくことが大切だと感じた。(竹村委員)
  - p.23の「対応窓口の一本化」だが、土地一つを取っても、様々な問題があり、土地家屋調査士会では、様々な専門家を集めたグループをつくって作業をしている。行政の知識と我々などの知識がうまく利用できるような連絡体制があると良いと思う。(池野委員)
- ⇒富士市の中に様々な資源・人材・組織があると思うので、それらを活用していくことがこの計画の主旨だと思う。(事務局)

### 3 その他

- ▶ いただいたご意見は、庁内策定委員会への報告や計画の中に反映させていきたいと考えている。
- 次回、第5回の市民懇話会は、10月頃を予定している。詳細については、後日文書にて通知する。(事務局)

### 4 閉会

以上